

この方針は、東日本大震災で被災した建築物等の判定依頼に対して、必要な事項を記載したものである。なお、当然のことであるが、「当判定委員会」は判定を強要するものではなく、依頼があった場合に判定を行うものである。

①耐震診断未済 で被災

- 1.耐震診断を行っていないため、地震によるひびわれかどうか判断できないことから被災後の耐震性能を I s とする。
- 2.必要に応じて「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」に基づき被災状況を調べて建築物の耐震性能を算定すること。
- 3.この際は参考に被災前の耐震性能を記載すること

②耐震診断済 耐震診断補強計画未済 で被災

- 1.被害がない場合は、「被災状況」の項目は「なし」とし、「特記事項」に「平成23年東北地方北関東地震」による被害はないことを記載する
- 2.必要に応じて、「被災度区分判定」等を行い各部材の損傷状況の追加説明書を提出すること。
- 3.被災している場合は被災後の耐震性能 (dIs), 補修・補強後の耐震性能 (rDIIs) を算出すること。

③耐震診断済 耐震補強計画済 で被災

- 1.依頼主が、被災した柱などの復旧方法、判定済の補強計画の是非について再検討を行うなどする場合で、公的機関の審査を希望する場合は依頼があれば再度「当判定委員会」は判定を行うこととする。
- 2.判定は「a 補強計画を変更しない場合の判定」、「b 補強計画を変更する場合の判定」について行う
- 3.判定を依頼する場合は「被災度区分判定」等を行い各部材の損傷状況を把握して申請を行うこと
- 4.なお、当然のことであるが、「当判定委員会」は判定を強要するものではなく、依頼があった場合に判定を行うものであり、依頼主が自分の判断で補修を行い補強を行うことについては関知しない。

④ 補強工事済 で被災

- 1.依頼主が、被災した補強済み建築物の復旧方法、補強計画について検討を行うなどする場合、公的機関の審査を希望する場合は依頼があれば「当判定委員会」は判定を行うこととする。
- 2.判定は「a 被災後の耐震性能の判定」、 「b 補強計画の判定」について行う。
- 3.判定を依頼する場合は「被災度区分判定」等を行い各部材の損傷状況を把握して申請を行うこと。

⑤新耐震基準で建築された建築物の補修・補強の場合

- 1.新耐震基準による建築物であっても、依頼主が被災した建築物の復旧方法、補強計画について検討を行うなどする場合、公的機関の審査を希望する場合は依頼があれば「当判定委員会」は判定を行うこととする。
- 2.耐震性能については、既存建築物の耐震診断指標 I_s によるほか、新耐震基準の保有水平耐力 Q_u / Q_{un} による耐震性能の確認も認めるものとする。
- 3.判定を依頼する場合は「被災度区分判定」等を行い各部材の損傷状況を把握して申請を行うこと